

## 学校の安全について考える

新潟県立長岡工業高等学校 教諭 徳田 仁

(システム安全専攻5期生)

「教師生活25年にして、こんな経験したことがない」という台詞、私と同世代の方であれば、懐かしく思うことでしょう。アニメとして放映された「ど根性ガエル」の中で、主人公ヒロシ達が巻き起こす数々の問題や事件に対し、町田先生がそう嘆くのです。当時、子どもだった私から見てこの町田先生、その風貌からもかなりのベテラン教師であり、25年という時の刻み自体がかなり長く感じられたものです。かくいう私も、この春、教師生活25年目を迎えます。この間に、私なりに学校について、そして、学校の安全について、感じ、考えたことを綴ってみたいと思います。

まずは、学校教育を取り巻く沢山の変化や問題についてですが、いじめや不登校、学級崩壊、学力低下といった児童・生徒自身が抱える問題、また教育制度そのものに起因する問題、体罰や教員免許制度更新制、悩める教師といった教員側に関わる問題、あるいは保護者によるモンスターペアレント等の問題があげられます。我が国の学校教育はその関心の高さもあり、常に批判にさらされ、一方で常に注目を浴びている状態でもあるのです。この学校教育において、大変、大きなショックを与えたのが、平成13年6月8日に発生した大阪教育大学附属池田小学校事件です。尊い命が奪われたこの事件は記憶に残る悲惨なものでした。また、通学路における連れ去りや殺傷事件等に巻き

込まれ、被害に遭うといった事例が時折報道されてもいます。こういった一連の事件をきっかけに、不審者対策の一環で多くの小中学校では校門の閉鎖や施錠、通学路の安全確保の為に日々努力が重なられ、取り組みが行われています。最近では東日本大震災の発生によって、文部科学省は防災教育に本腰を入れ始めているということも、児童・生徒の命を守るという大前提に対し取り組まれているものです。

しかし、学校の安全管理を考えた場合にこういった事件や災害を発端として取り組まれているものは、あくまで後追い型であって、より積極的な姿勢で取り組まれ展開されている、つまり先取り型や自主対応型とは言い難い部分があるのも、また事実なのです。

実は私、このシステム安全専攻に在学している間に、内地留学ということで長岡技術科学大学に半年間、お世話になっておりました。その際に、労働安全衛生関係法令等に基づく各種の資格を取得するために各地の講習会へと参加しました。そこで、講師の方からかなりの高い確率で、「学校の安全はなっておらん！」といった趣旨のお話を幾度も聞かされました。私は内地留学中ということもあり、勤務先を記載していなかったのですが、正体がばれることはなかったのですが、内心、冷や冷やした記憶が残っています。こういった講習の講師は、企業の安全衛生管理を長年やってこられた方達で、それなりの眼をお持ちのはずです。それなのに、なぜこのような発言がされるほど、学校の安全は信頼度が低いのでしょうか。私は、まずその根底に、教員の安全に対する意識や認識が低いということがあげられると考えています。

そこで、教員は安全に対し、どう考え、どういった意識で日々の教育活動に取り組んでいるかについて考えてみたいと思います。どこの教員であっても安全の重要性は認識しています。まして、眼前にいる子ども達が未来の社会における大切かつ重要な構成員であり、必要不可欠な存在であることも知っています。しかし、日々の多忙感から、

次のように考えてしまいがちなのです。

- ・今までに何も起きなかったから、これからも大丈夫だろう
- ・うちの生徒（児童）はそんなことはしないだろう
- ・気になるけど、ここでは起きないだろう

話は逸れますが、自動車運転免許の更新時講習の際に、「だろー運転」はしては駄目といわれます。しかし、まさに教育界における「だろー運転」の現実がここにあるのです。この「だろー運転」は、安全管理を脅かし、また、停滞させる一因ともなっています。したがって、教員の安全に対する意識を変えていくことこそが、最も重要な課題であると考えています。

次に、法令との関係において、平成21年4月1日に学校保健法が学校保健安全法へと改題され、学校における安全管理に関する条項が加えられました。しかし、具体的にそれらの取り組みが成されているかといえばそうではなく、義務化された学校安全計画の策定のみが行われているといった実態であります。また、平成25年度より実施される高等学校学習指導要領の中で、各教科・科目に対し、「関連する法規等に従い」とか、「安全管理に配慮し」といった記述が散見されますが、この法令に従ってであるとか、より具体的にこうしなさい、あしなさいといった記述は見当たらないのです。

現在の学校では、事件や災害に対する取り組みは、たとえ後追い型であっても行われていますが、日々行われている教育活動における安全管理に関するものは、法令においては何一つ具体的に記述されておらず、しかも、その実行については学校現場任せという現実があるのです。

このように、学校が抱える諸問題、安全に対するモチベーションが低い教員社会、難解な法令が、学校の安全を考え、行っていく際の弊害となっていると考えています。しかも、後追い型の対応であったり、

社会やマスコミからの批判にさらされないための取り組みといった視点で行われてきたことも大きな課題といえるのだと思います。安全確保を図り、児童・生徒の命を守ることは、安全配慮義務やひとたび事故が起こった際の過失責任といった点において、学校における最も優先して取り組むべき事柄であると考えています。

では、どうやって安全管理を行い、安全の確保を図るかについてですが、システム安全の視点を取り入れ、考えてみたいと思います。ここで、大前提となる考え方をどうするかですが、やはり、発生する可能性のある危険を事前に全て予測し、これを回避するための予防措置等をとるべきであると考えます。ここで、一番有益な方法はリスクアセスメントであると思います。このリスクアセスメントは、既に諸外国の学校において取り入れられ、実行されているのです。ここではその実例を少し紹介しておきます。

オーストラリア…オーストラリア規格協会とニュージーランド規格協会の基準に従って、安全に関するリスクの分析・評価・管理を行っている。

フランス……………リスクアセスメントは、学校や公共機関において義務である。

このように諸外国において取り組みが行われているリスクアセスメントを導入し、全ての教員が生徒の発達段階や能力等を十分に考慮したリスクアセスメントによる取り組みを行うことが、今、求められているのだと思います。安全のレベルを考えた場合に、今まで事故がなかったから安全と考える場合と、危ない可能性を全て予測し、予防手段を講じて安全であると考えられる場合とでは、大きな開きがあるのは当たり前であり、その実施が望まれるのです。

次に、より充実した安全管理の実施の為に、学校における安全監査や安全診断の実施が必要です。これは、安全管理に関する組織やマネ

ジメントがしっかり機能しているか、あるいは、法令遵守や内部規則（学校の内規）との整合性の確認、有資格者によって行われているかなどを検証するものであって、これらの定期的な確認と検証を重ねることによって、安全の確保が図れると考える次第です。ついでに、私なりの考えに基づいて提案をさせてもらえるならば、安全監査や安全診断を含めた学校安全衛生評価制度や学校安全認証制度の実施を求めたいと考えています。これは、文部科学省や各都道府県教育委員会によって推進されるべきものであって、規格化も含め、充実した安全管理の実現への一助となると考えています。

安全管理を行う場合に、粘り強く持続していくことが大切であって、ゴールのないマラソンのようなものであるといわれます。危険は待ってくれませんし、事故を未然に防ぐ為にも、システム安全の知識を得た我々が、今後果たしていくべき役割を再認識し、筆を擱きたいと思えます。

---

#### 《参考文献》

OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構）編 「Lessons in Danger～School safety and security～」，立田慶裕 監訳／安藤友紀 訳 「学校の安全と危機管理～世界の事例と教訓に学ぶ～」，2008年1月31日初版第2刷発行 明石書店